

地域活動の活性化に向けたワークショップの実施業務委託仕様書（案）

1 業務名

地域活動の活性化に向けたワークショップの実施業務

2 業務目的

地域コミュニティ基本指針に掲げる地域が主体的に行う取組である「協議の場づくり」や「地域自治組織づくり」の一つとして、また、多様な主体が出会い、活動する場の提供や機会を創出する一助として、地域課題の洗い出し・共有を行うとともに、その解決方策を検討するためのワークショップを実施することで、更なる地域コミュニティの醸成と真に豊かで持続可能な地域社会をめざすことを目的とする。

3 委託期間

令和7年4月10日から令和8年3月31日

4 業務内容

本業務を受託した事業者は次の業務を行うものとし、ワークショップの実施にあたっては、具体的な手法を明確にするなど、事前に市と十分に協議するとともに、基本的なルールや近年の地域コミュニティの現状などを説明するための資料を作成するものとする。

また、ワークショップにおいて洗い出した地域課題を整理するための具体的な方法や、これまでの経験やノウハウを生かした地域課題の解決に向けた助言・アドバイスの方法のほか、検討結果の集約や、その結果を地域へフィードバックするための具体的な方策を提案するものとする。

① 地域活動の活性化に向けたワークショップ（各校区3回）

ア ワークショップの内容

一回目 地域課題の洗い出し

二回目 地域課題解決のための方策を検討

三回目 検討結果等をフィードバック

※ワークショップ実施前に、各校区2回程度の事前協議・調整を行うものとする。事前協議後1週間を目途に、議事録を作成し、共有する。

イ ワークショップ実施校区（2校区）

ウ 参加人数及びファシリテーター

① 1校区あたり、約25人程度

② グループごとに、ファシリテーターを配置

エ ワークショップの実施に向けた支援及びコーディネート、地域課題整理、地域データの活用、課題解決方策の検討支援、話し合いが円滑に進むような工夫（飲み物等）を行い、結果を集約する（実施校区ごと）

※地域データについては、市が作成し、情報提供を行う。

オ 各回の開催報告資料の作成

各回のワークショップ終了後1週間を目途に、ワークショップの実施内容をまとめた開催報告資料（A4サイズ2ページ程度）を作成する。開催報告資料については、市ホームページに掲載するほか、当該地域に提供し、地域での情報共有に活用いただく。

カ ワークショップ後のフォローアップ

受託者は、地域からの求めに応じて、ワークショップを実施した各校区に、1回程度の相談対応等のフォローアップを行うものとする。その際、地域へのフィードバックとして、校区ビジョンや地域協議会の役割等を検討していくための素材となる資料や、検討した活動・事業を行動に移せる計画書の下地となる資料を作成し、地域に提供するものとする。

キ 報告会の支援

ワークショップの結果については、連合自治会や地域自治組織の代表者が集まる報告会において、校区ごとに報告することを想定しているため、各校区の報告用資料を作成するとともに、ポイントとなるキーワードを提示したシナリオを作成するなど、地域住民の発表を支援するものとする。

ク 結果報告書等の作成

各校区の結果報告書 10部×2校区

ワークショップ結果報告書（各校区の結果報告書をまとめた物） 10部

電子データの納品 一式

②令和6年度ワークショップ実施校区へのフォローアップ

ア 令和6年度ワークショップ実施校区：2校区（天王、西）

イ 令和6年度のワークショップ実施結果報告書を踏まえ、ワークショップ後の活動状

況をヒアリングし、実施に向けた支援を行う。

各校区：2～3回

EX) 行事实施に向けた企画会議及び事業計画の作成

運営見直しのためのWSや研修会

ITを活用した事業の見直しの研修会 など

ウ フォローアップ結果報告書

各校区のフォローアップの取組み内容をまとめたもの 10部×2校区

電子データの納品 一式

5 実施スケジュール（予定）

ア ワークショップ 令和7年4月10日～令和8年3月31日

イ 前年度実施校区のフォローアップ 令和7年4月10日～令和8年3月31日

ウ 報告会 令和8年2月予定

エ 成果品納品 令和8年3月

6 独自提案

ワークショップの実施にあたり、受託者が提案する効果的な事項については、受託者と協議した結果、提案限度価格内で実行可能な提案内容とし、追加予算を必要としないものとする。

7 委託料の支払い

本業務の委託料は、全額を業務終了後に支払う。

8 その他遵守事項

- (1) 成果品にかかる著作権は茨木市に帰属することとする。
- (2) 業務が完了し、または契約期間が満了した後であっても、内部に不備・不完全な部分が発見された場合は、受託者の負担と責任で直ちに補正すること。
- (3) 本仕様書記載事項及び本業務遂行上疑義が生じたときは、速やかに市と協議し、本業務に支障のないよう努めなければならない。
- (4) 本仕様書は、本業務の概要を示すものであり、本仕様書に明記がない事項については市と協議の上、これを決定する。